

# 「命出雲国造修嚴神之宮」考

松下 宗彦

「齊明紀」五年に、次の記事がある。

是歳、命出雲国造、名。修嚴神之宮。狐齧斫於友郡役丁所執葛

末而去。又狗齧置死人手臂於言屋社。言屋、此云伊浮。天子崩兆。

この「嚴神」がどの神をさすか、熊野大社説と杵築大社説とがあるが、これをいろいろな角度から検討していきたい。

〔語注〕

是歳——六五九年。中大兄皇子が皇太子として、37齊明天皇を輔けていた。クーデターで蘇我入鹿を倒してから十四年経過した。

出雲国造——天穗日命を始祖とするといわれる出雲の氏族。国造家に現存する系譜によれば、十六世意宇足奴命の名は意宇郡に関連して名づけられたものと思われる。「仁徳紀」にする

す「屯田司出雲臣祖淤宇宿祢」と同一人物とみられる。この淤宇宿祢は当時倭の屯田を管理していたと記されている。なお、「国造本紀」によれば、出雲国造は瑞籬朝(10崇神天皇)の御代に、天穗日命十一世の孫宇迦都久奴命を以て国造に定められた、と記されている。また、「出雲国風土記」(七三三年成立)を編さんしたのは、出雲国造二十七世出雲臣広嶋で意宇郡の大領の職にあった。

修——修祀。礼をおさめて祭る。

於友郡——出雲国東端にある意宇郡。この郡の西南部熊野山に熊野大神の社があることが、「出雲国風土記」に記されている。

言屋社——「出雲国風土記」によれば、意宇郡に「伊布夜社」があり、その社のことと思われる。なお、「古事記」(七十二年成立)では、「黄泉比良坂」を「今、出雲国の伊賦夜坂と謂ふ」と記している。妻の伊邪那美命の腐屍を見て逃げもどつ

た伊那那岐命が、黄泉の国と地上との境を石でふさいだのがこの「黄泉比良坂」である。「伊賦夜（言屋）」には、黄泉（死）につながる恐ろしい、あるいは不吉な場所という感じがつきまとう。

天子崩兆——狗が死人の手臂を噛みきって言屋社に置いていったことが天皇崩御のキザシだ、というのである（参考——37齊明天皇は、二年後の七年七月に崩じた）。なお、この凶兆を、修紀下令の原因とみる説があるが、工事中の出来事とみるのが普通であろう。

## 二

「敵神」を意宇郡熊野山に坐す熊野大神であるとする諸説を、左に引用する。

イ「齊明五年紀」に出雲国造による敵神之宮の修造の記述が見えるのを、在来の解釈では杵築大社のこととしているが、之は全くの誤であり、文中に於友郡とあるのは意宇郡のことであって言屋社とあるのは「神名式」にある意宇郡掛屋神社のことであるから、この敵神之宮も杵築大社ではなく、意宇郡の熊野大社のことである。（水野祐「出雲国風土記論攷」九二二ページ）

一九六五年発行）

口神話伝承について出雲大社の記事がわが歴史に登場してくるのは、第十一代垂仁天皇の御代のことである。大国主神が天皇の夢のうちに教を垂れられて、天皇の悩みとされるところの天皇

の御子の啞であることは、大神の宮を天皇の御殿のように立派に建造すれば、御子の口はきけるようになるであろうとあったので、天皇はその夢中の教のままに大神の宮を営まれたというのである。（中略）つきに大社造営の記事としては、「日本書紀」齊明天皇五年（六五九）に見えるところの、「この歳、出雲国造に命じて敵神之宮に修らしむ」があげられる。（中略）しかし、この齊明天皇五年の記事は、このあとにつづけて、この修造の原因としてあげられた妖変の記事「狐、意宇郡の役丁の執れる葛の末を噛み断りて去ぬ。また狗、死人の手臂を言屋社に噛み置けり」はいずれも出雲の意宇郡の記事であるところから、前の敵神之宮とは意宇郡の熊野大社のことであり、敵密には出雲郡の杵築の大社のそれではあるまいと推測するのが正しいであろう。わが出雲大社の古い伝えではその社殿造営の歴史をあげて、垂仁天皇のときのを第一回、齊明天皇の五年を第二回とし、現在の本殿の造られた延享元年（一七四四）まで二十五回の造営があったとしている。（第八十二代出雲国造千家尊統「出雲大社」一四七—一四八ページ。一九六八年発行）

ハ意宇郡の名は、齊明紀五年（六五九）に「於宇郡」と記されているのが初見であるが、この郡が神郡とされたのは、この郡を南北に流れる意宇川の上流に、熊野坐神社があるためである。

（中略）ここで一言おきたいことは、（中略）熊野神社のある意宇郡が認められていて、杵築大社のある出雲郡が含まれていないことである。このことは本論の焦点の一つとなる問題

であって、注意しておいていただきたいと思う。少なくともこの当時にあつては、熊野神社が出雲国を代表する大社であつたし、国造が奉仕したのもこの神社に対してであつた。斉明紀五年(六五九)に左のような記事がある。

是の年、出雲国造(名を闕せり)に命せて、厳神之宮を修めしむ。狐、於宇郡の役丁の執れる葛の末を齒断りて去ぬ。また狗、死人の手臂を言屋社に噛い置けり。(天子の崩りまさむ兆なり)

ここに見える厳神之宮とは、神郡である意宇郡の熊野神社を指すものであることが明らかである。言屋社は「延喜式」に見える揖夜神社、「風土記」では伊布夜社と書かれ、意宇川の川口のすぐ東の揖屋町にある神社である。これほど明らかにこの厳神之宮が熊野神社を指すものにかかわらず、この斉明朝における「厳神之宮を修めしむ」という記事をもつて、後世は杵築大社のこととし、さらにこれが正殿式を定めたものとして造営に当たつて来たのである。出雲の神は、熊野大神から大國主神の信仰へと移行して行くのである。(以下略)(鳥越憲三郎「出雲神話の成立」一七一—一九ページ。一九六七年二版発行)

二 厳神之宮——旧説では出雲郡の杵築大社(出雲大社)としたが、すぐ次に於友郡があるので意宇郡の熊野大社(島根県八束郡八雲村熊野の熊野坐神社)のこと。なお神之宮の修造は皇孫建王が啞であつたことと関係があるかも知れない。垂仁記・垂仁紀

に見える啞の皇子と出雲との関係や出雲風土記仁多郡三沢郷の説話が参老になる。厳は飾る意。(於友郡の)友は有と同音。有をウに使う例があるから、友はウと訓める。意宇郡と同じ。現在、松江市・安来市・能義郡・八束郡にわたる地域。この郡の字は追記か。(日本古典文学大系「日本書紀」下三四—一ページ。一九七〇年発行の第六刷の頭注)

右の四説から、厳神之宮を熊野大社とする根拠を拾い出すと、  
a 狐と狗が奇妙なふるまいをした場所が、熊野大社と同じ意宇郡であるから。(イロハニ)

b 当時、熊野神社が出雲国を代表する大社であり、国造が奉仕したのも熊野神社だった。それは、熊野神社のある意宇郡が神郡と指定され、杵築大社のある出雲郡が神郡でないことからわかる。(ハ)

a について地図にあたると、狗が死人の手臂を置いた言屋社(今の揖屋)は、熊野山から流れくだる意宇川が中海へ出る三角州の東端にあり、西のかた出雲郡の杵築大社と直線距離で約四十三キロも離れている。

b の神郡については、「延喜式」(九二七年成立)に記されてあるが、神郡の特典が意布郡に与えられたのは六九八年である。

ホ己巳、詔筑前国宗形、出雲国意宇二郡司、宜聽連任三等已上親。(続日本紀「文武天皇二年三月」)

郡の大領と少領に、三等親以内の者がつらなることは一般に許さないが、重要な神事にたずさわる宗像・意宇郡の大領は、三等親

以内の同族を少領にあげ用いて、その輔佐を受けることができるように特例を許されたのである。ただ、この詔が出されたのは六九八年、「修葺神之宮」の斉明五年から三十九年後である。

出雲国造の奉仕する神が熊野大神であったことは、「令集解」に「謂。天神者。伊勢。山城鴨。住吉。出雲国造齊神等類是也。地祇者。大神。葛木鴨。出雲大汝神等類也」とあることから、知ることが出来る。「出雲国造齊神」は熊野大神、「出雲大汝神」は「出雲国風土記」などに登場する大穴持命である。

「出雲国造齊神」と「葺神」とは、齊と葺と字はちがうが、同じ意味の字が「神」の上に置かれてることから、同一の神であるという見方が出てくる。

なお、熊野神は、「古事記」によると、速須佐男命が天照大御神の珠を噛みくだいて吹いた霧から生まれた五柱の男神の五番目で、熊野久須毘命と記されている。「日本書紀」では、熊野櫛樟日命（一書では、熊野忍踏命・熊野忍隅命・熊野大隅命）と記され、記紀共に、天照大御神の珠から生れたことよって、天照大御神が吾子と認めている。したがって、天神地祇の内、天神の部類にはいるはずである。

熊野久須毘命は、同時に生まれた五柱の神の五番目であるが、出雲国造が祖とおおぐ天穗日命も、このときに生まれた神として、「古事記」では「天之菩卑命」、「日本書紀」では「天穗日命」と記されている。出雲国造が、その祖神を主神として祭らず、祖神と共に生まれた熊野久須毘命を祭ったのはなぜか——一つの疑問が残さ

れる。

「新撰姓氏録」によると、出雲臣（出雲国造は出雲臣である）は神別の「天孫」の部に分類されている。天照大御神が吾子と認めた天穗日命の子孫が、「天神」の部から外されて「天孫」というあいまいな部類に入れられているのは、たとえば「天神」の部に属する中臣（藤原）氏・大伴氏・尾張氏などに比べて、朝廷への服属が遅かったことを示すものかも知れない。すなわち、譜代よりも外様に近かったであろうことが推察される。

熊野大社が杵築大社より優位にあった形跡は、出雲国造が相統にあたってまず熊野大社におもむき火継式（神火相統の式）を行なうことから、見ることが出来る。（千家尊統「出雲大社」七一—ページ）

また、二社が併立しながら、熊野大社がわずかにまさっていたことを示すものに、左の文章がある。

へ出雲国乃青垣山内齋下津石根齋宮柱太知立氏、高天原齋千木高知坐須、伊射邦伎乃日真名子、加夫呂伎熊野大神櫛御毛野命、国作坐志大穴持命二柱神乎始天……（「延喜式」に収めた「出雲国造神賀詞」から）

出雲国造は、代がわりごとに、上京して神賀詞を奏上するのを常とした。記録に残る奏上最古の年は七一六年である。（「続日本紀」元正天皇靈龜二年二月十日の項に記されている）

現存の神賀詞は、九二七年成立の「延喜式」に記載されたもので、初の奏上の文章に若干の修正が行われた可能性がある。国造が

意宇郡から杵築へ移転（七〇八年と七二二年の間）し、杵築大社の勢力が強大になって行ったあとの加筆修正がありえた現存の神賀詞において、なおも熊野大神の名が大穴持命の前に読み上げられていたことは、その優位の根強さを示すものである。

また、この優位は、神への授位にも形跡を残している。

ト（八五一年九月）乙酉（十六日）特擢出雲国熊野。杵築両大

神。並加従三位。青幡佐草社丁命。御詔命。阿遲須伎高彦命。

与都彦命。速鬨別命。天穗日命神等並授従五位下。（『日本文徳

天皇実録』仁寿元年九月）

チ（八六七年四月）八日丁丑、（中略）出雲国従二位勳七等熊野

神。従二位勳八等杵築神並授正二位。正五位下佐甕神正五位

上、（中略）（五月）二日庚子。出雲国従五位下能義神、揖屋神

並授従五位上。（『三代実録』清和天皇貞観九年四月・五月）

序列は不変だが、トで熊野杵築両大神と書かれたこと、チで勳等の差はあっても同じ位を授けられたことに、杵築大神が熊野大神と肩を並べるまでに興隆したことを見ることができ。

『延喜式』卷十、「神名」によると、出雲国には、大二坐・小百八十五座の神社があるとして、その名が記されている。大の二座は

意宇郡の熊野坐神社大神と出雲郡の杵築大社大神である。全く同じ扱

いになっている（追いつけば、追い越すのが勢いである。それについて、後に触れる）。

以上、引用文イロハニを元に、諸資料を勘合して、斉明五年に出雲国造が修祀を命じられた「厳神之宮」が熊野大社であるという説

について考えてきたが、その根拠とされる二点（a 地理的条件。b 當時出雲国を代表した大社が熊野大社であったこと）は、一応認めてよいものと思われる。ただ、資料が少ないため、修祀が命じられた六五九年から数十年、あるいはさらに大きく隔たった後世の記録を参照しなければならなかったところに、おおいがたい弱点を有している。

また、引用文ロで、狐と狗の妖変を修祀下令の原因としている。

もしも、この妖変が原因であるならば、「厳神之宮」は「言屋社」ということになる。言屋社——今の揖夜神社には、伊邪那美命・大穴持命・少彦名命・事代主命等が祭ってある（加藤義成「出雲国風土記参究」一九六二年改訂増補版一四六ページによる）。本小論初頭の「語注」で示したごとく、ここは黄泉の国と地上との境である。言屋社における異変は、死の神としての伊邪那美命の神意を示すものと人々が受けとったことであろう。狗が死人の手臂をくわえてきて言屋社に置いたことが「天子崩兆」とされ、朝廷が修祀を命じたとすれば、神社を造営してその心をなだめ、天子の長寿を祈願する対象の神は、死の神伊邪那美命を置いて他にあるはずがない。言屋社をいかめしく造り修めて伊邪那美命を祭った——というのが「修厳神之宮」の内容となる。死は、厳しく、おごそかである。死の神の宮を、「厳神之宮」と書くのは不思議ではない。熊野大神が、出雲国を代表する神であり、出雲国造が斉く神であっても、原因としての妖変と結果としての修祀との間にわりこむいわれはなかったと思われる。

だが、後に四で述べるように、この修祀下令の前年(斉明四年)にも、出雲に異変があり、それは数年後の成行を予告するものだと明記してある。前年の書式にならって解すれば、狗の妖変も、二年後の天皇崩御を予告したものとみるのが普通であろう。

また、狐と狗の不審な行為は、あるいは土地の者のいやがらせとみることもできる。工事の妨害と天子崩御の予告——それを中央へ報告した国造の心には、この修祀工事への反発を読みとることが可能である。これは、妖変の原因説・工事中止説の区別なく、「蔽神」を熊野大神とする説の大きな難点と言わざるをえない。

さらに一つの疑問は、熊野大神を出雲国造が祭っているのに、重ねて修祀の命令がなぜ出されたか、ということである。後に引用する「崇神祀」六十年のように祭の絶えたことを前提としないかぎり修祀発令の必要が認めがたいのである。

### 三

「蔽神之宮」を杵築大社とする説を、次に引用する。

り出雲大社は、草創の由来からして皇室の祖神の厚い配慮によるものと伝えるばかりでなく、古事記の垂仁天皇の条に、厚く出雲大神を拜せしめられたことがみえ、日本書紀齊明天皇の条に、国造をして社殿を修築せしめられている外、天平神護元年(七六五年)には神戸六十二戸を寄せられたことが新抄格勅符にみえる。(加藤義成「風土記時代の出雲」一三三—一三四ページ。一九六二年発行)

朝廷の厚い配慮のほか、特に根拠が示されていないのは、それほど杵築大社説が当然であったのであろう。

杵築大社の隆盛について、第八十二代出雲国造は次のように書いている。

又陰暦の十月のことを神無月とよくいう。これは全国の神々がみな、出雲の国にあつまり、他の土地では神様が留守になつてしまふので一般に神無月というのであるが、出雲では反対に神有(在)月とよぶ。この「神有月」という言葉は、室町時代の辞書「下学集」にも見えているので、かなり古くから使われた言葉であり、このように出雲には神が集まるのだと、昔から信じられていたということがわかる。(中略)大國主神の国譲りのとき、「日本書紀」にあるように、大國主神は天の神に向つて、「吾が治す顕露の事は皇孫まさに治めたまうべし、吾はまさに退きて幽れたる事を治めん」と申し、以来神事すなわち幽事をつかさどることとなったという伝えがある。この伝承と結びついて、全国の神々は出雲大社に集合し、これから一年間の幽事を相談するのだという信仰を生みだし、幽事というところから男女の縁結びはもちろん、人世上の諸般のできごとまで、すべてこのときの神譲りによってきめられるのだと信じられているのである。出雲大社の神有祭は、こうして大社ならびに摂社上宮で執り行われるのである。本社(の西方五丁にある上の宮)が会議所、大社境内東西の十九社が宿舎である。(千家尊統「出雲大社」一一二—一一三ページ)

他の土地の神無月が出雲では神有月だ——とする出雲の人々の誇りの拠り所は、杵築の出雲大社で執行される神有祭なのである。全国に神事をつかさどる日本一の大社である、という考えの中には、出雲国内の熊野大社と順位を競う狭量さはない。ただ、又で述べたように、神有月という語が筆録されたのは中世以降のことで、「厳神之宮」の修祀が命じられた斉明五年（六五九年）にさかのぼってこの考えを適用することはできない。だが、「厳神之宮」を杵築大社であるとする旧説の拠り所として、神有月の考えが大きく働いていたことは否めない。

杵築大社の祭神大穴持命は、国譲りの主役として、天皇の日本支配を正当化する上で、大きな功績を残している。すなわち、地祇の代表として、天孫に国土を献上した。朝廷がその功に報いるのは、理の当然であり、情としても自然のことと思われる。この見方を強めれば、出雲国造に修祀を命じた「厳神之宮」は当然杵築大社だということになる。

「出雲国風土記」に、杵築宮造宮について、次のように記してある。

ル杵築郷（中略）八東水臣津野命之因引給之後 所造天下大神之

宮 將造奉而 諸皇神等 参集宮処 杵築 故云寸付 （出雲

郡杵築郷）

八東水臣津野命は、因引きのな文章で知られる意宇郡の神で、

「出雲国風土記」によれば、「八雲立つ出雲」という国名と「意宇」という郡名は、この神の言葉から名づけられている。（「総記」と

「意宇郡」の項）

「因引給之後」とあるのは、杵築の名が、出雲・意宇よりも年代がおくれて名づけられたことを示す。

皇神たちが参集して杵築宮を作った——とあるのは、「皇」を皇室に結びつけて考えるならば、朝廷の命令で作ったことになる。

「斉明紀」五年の「厳神之宮」修祀と関連して考えることも可能になつてくる。

次に、口とりで言及している「垂仁記」の「出雲大神」の話に考察を進める。——11垂仁天皇の御子本牟智和氣は、おとなになつても口をきくことができなかった。天皇は夢で「自分の宮を天皇の御殿のように立派に造営するならば、御子は口をきくことができよう」という声を聞いた。それが出雲大神の心であることを知り、御子を出雲へつかわして大神を拜ませたところが、御子は口をきくことができるようになった。天皇は喜んで菟上王をやって神の宮を作らせた（「垂仁記」にも口をきけない皇子の話があるが、皇子は出雲国へ行かず、社殿造営の話もない。かえて、天皇が大連物部十千根を派遣して出雲の神宝を檢校させた記事がある。一代前の「崇神紀」に、出雲の神宝を天皇が収めたため、出雲臣等が大神を祭ることを止めたが、天皇は人を遣つて祭らせた、という記事がある）。なお、「垂仁記」の出雲大神は、本牟智和氣御子の言葉によつて、葦原色許男大神であることがわかる。葦原色許男は、記・紀では、大穴持命と共に、大國主神の別名とされている（記では葦原色許男神（命）、紀では葦原醜男と記され、「垂仁記」にかぎって葦原色許男

大神と呼ばれている。また、葦原志挙(許)乎命という表記で「播磨国風土記」の揖保・宍粟の両郡に登場し、五例中四例は韓国から渡来した天日槍命と国占め争いを展開している。天日槍命は、剣で海水をかきまわして宿泊し、葦原志挙乎命は、それを見ておびえた(揖保郡粒丘の項)。これは、記紀の語る「国譲り」の談判とよく似た情景で、葦原志挙乎命と国譲りの大國主神(記)・大己貴神(祀)とは、よく似かよつたこの話を通じて、同一の神であるかのように結びつけられた——という見方も出てくる。

口のきけない子が、言葉を言えるようになった話は、「垂仁記」のほか「出雲国風土記」にも見えている。父は大神大穴持命、子は阿遲須積高日子命(仁多郡三沢郷の旧名三津の項)。阿遲須積高日子命については、意宇郡の賀茂神戸の項に「所造天下大神之御子 阿遲須積高日子命 坐葛城賀茂社 此神之神戸 故云鴨」と記されている。この神は大和国葛城の高鴨神社の祭神で、貞観元年(八五九年)従一位を授けられた。引用文手に、熊野神と杵築神が貞観九年(八六七年)に正二位を授けられたことが記してある。くらべて、高鴨神が優位に立っている。

この二つの話は、筋が似ている上に、共に出雲の大神が登場し、地理的にも出雲と大和の交流がみられる。無縁のものではあるまい。そして、葦原色許男大神と大神大穴持命とがこの話をとおして同一の神であるかのように結びつけられている。

なお、「垂仁記」では、本牟智和氣御子が口をきけないのは出雲大神の祟りである、と書いてある。そして、その理由には触れてい

ない。祟るからにはそれだけの理由があるはずで、多分「崇神紀」にみられるような神宝収奪(出雲征服)があったのであろう。記にしたがえば、垂仁の次の「景行記」に、倭建命が出雲建をだまし討ちした話(出雲征服)があるが、祟る理由となるには年代が逆になっている。

引用文口に、出雲大社の古い伝えでは社殿造営の第一回を垂仁天皇のときとする、と書いてあった。ルの杵築宮造営の記事は、前述のように斉明五年の修祀と関連づけて考えることができると同時に、「垂仁記」の造営と結びつけることも可能になってくる。

以上の諸資料から、「葦原色許男大神の宮を天皇が作らせた」と要約すると、左の三項に要約できる。

c 「垂仁記」に、出雲の葦原色許男大神の宮を天皇が作らせたこと記してある。(ロ・リ)

d 杵築大社は、やがて、全国の神事をつかさどると信じられるようになった。(又)

e 杵築宮は諸皇神が参集してきつた。(ル)

ただ、c d e 共に、弱点を内蔵していて、決め手にはなりにくい。c——垂仁天皇が杵築に宮を作らせたからといって、斉明天皇が同じ社の修祀を命じたとは限らない。d——この考えを斉明五年にさかのぼらせることは無理である。e——斉明五年の造営を示すとは限らない。



修紀が下令されたのは斉明五年（六五九年）である。大化改新からこの年に至るまで、朝廷が神をどのように遇したかを、「日本書紀」によってたどってみる。

まず即位した36孝徳天皇は「尊仏法、軽神道」と「孝徳紀」に記されている。「明神御宇日本天皇」と自称していることから推して、自分を「明つ神」と自負していたことがわかる。自分を生きている神と思ふ心は、いにしへの神々を軽視することにつながる。

大化元年（六四五年）七月、これはクーデターに成功した翌月であるが、右大臣蘇我石川麻呂が、まず神祇を祭ってから政事を議るように、と進言したが、尾張・美濃の二国に神に供える幣を課税した記事が見えるにとどまり、特に神祇を重んじた形跡はない。それを進言した石川麻呂自身も、山田寺を造営中、ざん言のために一族もろとも山田寺で自殺した（六四九年）。神祇よりも仏教を重んじた人物であったことがわかる。

次の「斉明紀」にも、その五年（六五九年）まで、特に神祇の記事は見られない。ただ、同四年に、出雲国から異変の報告があったと記されている。

出雲国言、於北海濱、魚死而積。厚三尺許。其大如船。雀啄針鱗。鱗長数寸。俗曰、雀入於海、化而為魚。名曰雀魚。

以下、或本の記事として、斉明六年に百濟が敗れたため、我が国は西北の辺境に軍隊を派遣して守りを固めた。魚の異変はその前兆

である——と記してある。怪魚の死屍が浜に打上げられた異変が、皇室または國家にとって大きな凶兆であったならば、翌六五九年の修紀下命と結びつけることが可能となる。だが、西北の辺境防衛の強化を予告したという見方が附記されてあるからには、その附記に従うのが穏当であろう。

もしも、仮に、六五八年の怪魚の異変が翌年の「修嚴神之宮」の原因とみる立場が認められたとすると、「於北海濱、魚死而積」の記事から、「海」と「死」に関連してくる。

出雲に關係のある海の神に、（八重）事代主神がある。國譲りを命じる使者が出雲に到着したとき、事代主神は三種崎で釣をしていた。父の大国主神によばれて、国土献上を述べたあと、海中にかくれた（古事記による）。怪魚多数の変死という凶変を、神にたよって吉に変えるには、海神に祈るのが最良ではなかったらうか。……また「死」に重点をおけば、揖屋神である伊邪那美命（黄泉津大神）に祈ることになる。

なお、事代主神は、後に、神武以下三天皇にその神の娘または孫の娘が皇后として仕え、それぞれ次の天皇の母となっている（日本書紀）。また、神功皇后の新羅征伐を助け、そのとき「於天事代於虚事代玉籤入彦嚴之事代神」と名のっている（日本書紀）。——嚴之事代神という名のりに、「嚴」の字を冠するところに、「嚴神」に通じる細い糸を見ることが出来る。事代主神は、「出雲国風土記」には、その名が記されていない。釣をしていたと記・紀に記されている三（美）穗崎には、「出雲国風土記」によれば、所造天下大神

(大穴持命)と越の奴奈宜波比売命との間に生まれた御穂須須美命が祭られている(現在は、美穗神社の主神が事代主神となっている)。国譲りのときの功績・神武以下の天皇・皇后を差出したこと、新羅征伐への助言——これらは、事代主神が朝廷に多大の貢献をした尊い神であったことを示す。その上、「嚴」の字が符合している。三穗崎は嶋根半島の東端で、意宇群の国府から近くはないが、嶋根・意宇の二郡は隣接している。「嚴神」を事代主神ではないか、という見方は、この神が「出雲国風土記」に表われず(出雲の神として、影がうすい。記・紀神話の編者たちの創作による疑いが濃い)、地理的にやや難点を伴なうことを考慮に入れながら、一応吟味する必要がある。

五

以上の諸資料を表にまとめると、

神代—崇神以前

記	事	出典
速須佐之男命が天照大御神の右手につけていた珠を嚙んで吹いたときに熊野久須毘命が生まれた。また、天照大御神の右の角髪につけていた珠を嚙んで吹いたときに天之菩卑命(出雲国造の始祖)が生まれた(このとき同様に生まれた五神の筆頭が天之忍穗耳命で、その御子番能邇邇芸命が		古事記(日本書紀の記載も大きい) 違いはない

葦原中国に降って天皇家の祖となった) 伊邪那岐命が黄泉国から地上に逃げもどって石で道をふさいだのが黄泉比良坂で、そこを今、出雲国の伊賦夜坂という	古事記
大國主神の別名を大穴牟遲神、葦原色許男神、八千矛神、宇都志國玉神という	古事記
大國主神の別名を國作大己貴命、葦原醜男、八千矛神、大國玉神、頭國玉神という	日本書紀の一書
國譲りの話で、葦原中国を献上するように述べた出雲側の神は八重事代主神である	古事記(日本書紀の記載も大きい) 違いはない
國譲りのとき、大己貴神は、退いて幽れたることを治めよう、と言った	日本書紀の一書
所造天下大神の宮を、諸皇神が参集して築いた。また、そのために神魂命が、御子の天御鳥命を天に下らせた	出雲国風土記
事代主神の娘が神武の皇后、綏靖の皇后、孫の娘が安寧の皇后となり、その子がそれぞれ天皇となった	日本書紀

崇神以降

658	200			BC 38	BC 91		西紀
齊明 4	仲哀 9	景行	垂仁	崇神 60	崇神 7	崇神	年
出雲の北海に怪魚があまた打上げられた。後に日本の西北辺境に兵をおき守りを堅めるようになったことの前兆	けた 歳之事代神が神功皇后の新羅征伐を助けた	倭建命が出雲建をだまし討ちした(同じ謀略と歌が「崇神紀」60年に、出雲振根の弟殺しに記されている)	皇子本牟智和氣、出雲の葦原色許男大神に詣でて啞をなおすことができた(似た話が、「出雲国風土記」仁多郡三沢郷にある。啞をなおしたのは大神大穴持命の御子阿遲須栢高日子命)	天皇が出雲の神宝を献上させた。出雲臣らが大神を祭るのをやめたが、勅して祭らせた	同右	疫病をおさめるために三輪山に大物主(大三輪)の大神を祭った	記 事
	日本書紀	古事記	古事記	日本書紀	日本書紀	古事記	出典

867	859	851	733	720		716	712	706	698	672	661	659
貞観 9	貞観 元	仁寿 元	天平 5	養老 4		靈龜 2	和銅 5	慶雲 3	文武 2	天武 1	齊明 7	齊明 5
出雲国の熊野神、杵築神に正二位、佐	大和国の阿遲須伎高彦命に従一位	阿遲須伎高彦命・天穗日命に授五位下	出雲国風土記成る	日本書紀成る	出雲臣果安は出雲国造二十六世(708-711)在職、その間に、国造は意宇郡大庭から出雲郡杵築へ移転した)	「出雲国造神賀詞」奏上の記事初出(出雲臣果安が奏上)	古事記成る	出雲国造が郡領を兼ねるようになった	出雲国意宇郡が神郡の特典を許された	けた 壬申の乱——事代主神が天武天皇を助けた	天皇崩御	出雲国造に命じて歳神之宮を修めさせた。天皇崩御の兆があらわれた
三代実録	三代実録	天皇実録	出雲国風土記	続日本紀	出雲国造世系譜	続日本紀	古事記	類聚三代格	続日本紀	日本書紀	日本書紀	日本書紀

927		
延喜5	貞観のころ	大神に正五位上、能義神、揖屋神に従五位上
「出雲国造神賀詞」の筆録 出雲国で名神大社は、熊野坐神社と杵築大社の二社	祇	出雲国造齊神は天神、出雲大汝神は地
	延喜式	令集解

齊明五年（六五九）に、出雲国造に命じて修めさせた「嚴神之宮」がどの神社であったか——以上のデータを元に、ふたたび吟味を進めてみよう。

出雲郡の杵築大社説——肯定の根拠は三の c d e に示すとおりでも e（諸皇神の杵築造宮）は有力である。しかし、意宇郡に神郡の特典を与えられたのが六九八年で、国造が意宇郡から出雲郡へ移転したのが七〇八年——七二一年であることを考え合わせると、六五九年には意宇郡が神郡に認められる情勢の途上であったことになる。また、地理的にみて、意宇郡に在る出雲国造が遠い出雲郡杵築の修築を命じられたとする根拠は弱い。奈良朝以降の杵築大社の隆盛が「嚴神之宮——杵築」説に大きく働いているようであるが、これを意宇郡の神郡指定、壬申の乱を経て齊明五年にまでさかのぼって適用することはむずかしい。

熊野大社説——肯定の根拠は、二の a b に示すとおり、地理的に無理がなく、当時、出雲国造が祭っていたのは、この神である。た

だ、当然祭っているはずの神を、重ねて祭らせる下令が奇妙に感じられる。また、狐の工事妨害と狗の不詳事を中央に報告した裏に、この修祀に対する批判・反感があったと推測されるのは、二で述べたとおりである。そして「嚴神」が熊野大神ではなかった——つまり、意宇郡における他の神の修祀を命じられたのではなかったか、という疑いがひき出されてくる。

伊邪那美命（揖屋社）説——狐の不詳事を修祀の原因とみれば、二で述べたように、「嚴宮」は黄泉津大神である伊邪那美命を祭った揖屋社とみるのが当然である。しかし、そこで述べたように、前年の齊明四年におこった出雲国北海岸の異変が予告であったことを考慮すると、齊明五年の妖変も予告であり、修祀工事中の出来事とみるのが当然であろう。

工事中に天皇崩御を予告する妖変が起きたとすれば、その工事は取止めになるのが普通である。とすると、その社殿は造られなかったことになる。

阿遲須積高日子命説——三の末尾で述べたように「出雲国風土記」によると、意宇郡の賀茂神戸は、大和国の葛城にある賀茂社（阿遲須積高日子命を祭る）の神戸であると記されている。この神は、貞観のころの叙位では、熊野・杵築の両神よりも上の位を授けられている。貞観から二百年さかのぼった齊明五年にこの順位が定まっていたとは限らないが、朝廷がこの神を重く見ていたであろうことは想像にかたくない。賀茂神戸の項に、阿遲須積高日子命の社があるとは記されていない。……朝廷がこの神の社を造営するように

命じ、地元の反対が狐と狗の不祥事を報告するという形で表われて  
工事が中止された、という見方が一応成立するように思われる。

事代主神説——四の末尾で述べたとおりである。「出雲国風土記」  
にこの神のことが記されていないことから、工事中止説にも符合す  
る。国譲りのときの功績、初期の天皇との婚姻、新羅征伐の助言：  
壬申の乱における天武天皇への助力は斉明五年より後のことであ  
るため勘定に入れないにしても、言代主神は朝廷によく尽した神で  
ある。逆に言えば、国譲りのとき進んで国土を献上した態度が、出  
雲の国人の憎しみを買っていたことも推察される。斉明五年に、こ  
の神の修祀が下令されたとしたら、その反撥は、狐や狗にかこつけ  
た工事妨害や不祥事（天皇崩御の兆）となつて表われ、工事を中絶  
の方向へ運びかねない。「蔽」を上冠した「神功紀」における名  
のりも、「蔽神」と結びつくものとみてよい。

大穴持命説——「出雲国風土記」によると、意宇郡母理郷の項に  
所造天下大神大穴持命が、「我が造りまして、命らす国は、皇御孫  
の命、平らけくみ世知らせと依さしまつらむ。但、八雲立つ出雲の  
国は、我が静まります国と青垣山回らし賜ひて、玉珍置き賜ひて守  
らむ」と言ったことが記されてある。出雲国だけは自分の静まる国  
として残してほしい、守っていかう、と述べている。国譲りの話は  
朝廷側にとっては美談だが、出雲側から見れば屈伏である。力で威  
圧されて国土を手放す口惜しさが、大穴持命のこの言葉によく表わ  
れている。この母理郷の項には神社の記載がない。工事が中絶され

たか、それとも、ここにあった神社が後に杵築へ移されたか……判  
別はつけがたいが、斉明五年の修祀が、母理郷に大穴持命を祭る神  
社を造営しようとしたものであった可能性が大きい。

以上、斉明五年の「蔽神之宮」として、熊野・杵築・揖屋・賀  
茂・事代主神・母理と六件を吟味してきたが、熊野説・杵築説の二  
つは、難点が大きすぎて採りがたい。凶兆を修祀の原因と見れば揖  
屋説が生き、工事中の妖変と見れば、母理・事代主神・賀茂の順で  
それが「蔽神之宮」であった可能性をみる事ができる。

やがて出雲国造が杵築に移り住み、杵築大社が栄えたことを考慮  
に入れると、「修蔽神之宮」は意宇郡母理郷に所造天下大神大穴持  
命の神社を構築するように朝廷が命じたものと解する見方が最も有  
力となってくる。国譲りの話を事実の裏打で強調することは、大和  
朝廷の正当性を宣布して大化の革新政治をさらに押し進めるために  
必要だったのである。天孫に国を譲つた大穴持命を大きくすること  
とは、当然、譲られた側を大きくすることであるのだから。……

なお、奈良朝にはいつて固定化した出雲国造の神賀詞奏上も、同  
様の効果を狙つたものとみることができ。その「出雲国造神賀  
詞」と「出雲国風土記」とが、「古事記」「日本書紀」の記述と必ら  
ずしも一致していないことから、出雲の国人の心を推測することが  
可能であるが、それは本論の埒外である。

(本学教授)